

上天草市職員倫理規則を作成しました

■問合せ先 総務課人事給与係 ☎ 0964 (26) 5527

Q 4 市職員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

A

市職員は利害関係者からの金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。

利害関係者からでなければ、社会通念の範囲内で受け取ることができますが、著しく高額な贈り物を受け取ることや、同じ相手から繰り返し贈り物を受け取ることなど、社会通念を超えるような贈与を受けることは禁止されています。



Q 5 市職員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

A

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆などをするためには、市職員はあらかじめ市長の承認を受ける必要があります。



Q 6 市職員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないのですか？

A

市職員は、通常の社交儀礼の範囲内であれば、利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができます。

Q 7 市職員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないのですか？それはなぜですか？

A

以前は、国家公務員・地方公務員に関わらず関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。こうした過剰接待は市民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招く恐れがあり、こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は禁止されています。

※もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。

市では、市職員の倫理の保持を図るため、市職員と利害関係者とのルール(倫理規則)を作成しました。内容については、次に抜粋して掲載しています。

このルールは、市民の皆さまのご協力のもと成り立つものもありますので、ご理解をお願いします。



Q 1 上天草市職員(以下「市職員」)にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

A

規則では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

Q 2 市職員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

A

市職員は、利害関係者から飲食などの接待を受けることは禁止されています。

利害関係者からでなくても、同じ相手から何度も食事をごちそうになるなど、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

Q 3 市職員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

A

市職員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合、利害関係者と共に飲食をすることができます。

ただし、市職員の負担割合が少なく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、禁止されています。

